

令和 2 年 度

事 業 計 画 書



社会福祉法人

南 城 市 社 会 福 祉 協 議 会

# 令和2年度 南城市社会福祉協議会事業計画

## 基本方針

昨今、地域住民を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、疾病や障がい・介護、出産・子育てなど、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え複合的な支援を必要としたりする状況がみられます。また、人々の暮らしにおいては、「社会的孤立」の問題や、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」で苦しんでいる方々も多くみられます。

そのような中、国は「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推奨しており、身近な地域における住民が、世代や背景を超えて支え合う取り組みや、地域を基盤とする包括的支援の強化とともに、住民の抱える課題の解決に向けた、関係機関等との連携による専門性を活かした支援が望まれています。

こうした状況の下、本会では、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、地域の「あらゆる生活課題への対応」や「地域のつながりの再構築」を図り、第3次いきいき南城しあわせプランの将来像である「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」の実現に向け、様々な事業に取り組んでまいります。

### — 重点目標 —

1. コミュニティーソーシャルワーク事業の推進
2. 日常生活自立支援事業の推進

# 重 点 目 標

## 1. コミュニティーソーシャルワーク事業の推進

家族の形態やつながりが大きく変化するなかで、地域で安心安全に暮らしていくためには自助の取り組みはもとより、地域住民の支え合う互助のつながりは必要不可欠です。

私たち地域の中には、様々な要因から複数の課題を抱えた方々や地域とのつながりが弱くなっている世帯、併せて地域全体（自治会）のつながりが希薄化している状況も少なくありません。

本会では、こうした状況に対応するため4地域の「地域福祉コーディネーター」が地域とのつながりを深めながら、地域から寄せられる情報や課題の把握に努めます。その支援や対応については相談者に寄り添い、また日常的に支援が必要な世帯に対しては民生委員・児童委員や地域住民、民間事業所等との協働による地域支え合いによる活動を図っていきます。

## 2. 日常生活自立支援事業の推進

本事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行うものです。

本会では、前年度より県社協から一部業務委託を受け、実態調査等で明らかになった潜在的ニーズへのアプローチ及び利用希望者への迅速な対応に取り組んでまいりました。

その結果、サービスを利用したことにより、公共料金の滞納解消及び金銭管理の支援を通して生活基盤の安定が図られるようになり、生活支援員による定期的な関わりで利用者の日々の変化に気付き、必要に応じた福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整を行うことで利用者の安心につながっています。

一方で、支援する側が金銭管理等のサービスが必要と思う方でも、本人自身が利用を希望しない、又は、利用になかなか踏み込めない方もいます。こうした方に対しても「つながり続ける」伴走型支援に努め、市民が安心して地域で暮らし続けることができるよう事業を推進してまいります。

## 1. 会務の運営並びに連絡調整

- (1) 理事会 年4回
- (2) 評議員会 年3回
- (3) 監査の実施 年2回（5月、11月）
- (4) 評議員選任解任委員会の開催
- (5) 正副会長合同会議の開催（毎月第1火曜日）
- (6) 各課連絡会議の開催（総務課・地域福祉課・介護保険課）
- (7) 社協・市福祉部との連絡調整（随時）
- (8) 地域福祉関係者連絡会（区長・自治会長、民生委員・社協、行政担当課）
  - ・区長・自治会長に対し、住民の身近な相談相手である民生委員の活動について、周知する機会と充実した地域福祉活動を目指し実施する。
- (9) 委員会等の開催
- (10) 役員・職員研修会の開催
- (11) 社協会員（戸別会員・賛助会員・施設会員・団体会員・特別会員）の加入促進
  - ・本会の理解と普及に努め、会員及び会費の増強に努める。
  - ・会員に対する還元事業（運動指導士による運動教室の実施）
- (12) 事業評価会議の開催（毎月）
- (13) 福祉基金、積立金の運用管理
- (14) 南部地区社連各担当者連絡会（事務局）
- (15) 税理士事務所による巡回指導
- (16) 県社協・関係機関、施設団体等との連絡調整（随時）

## 2. 調査広報啓発活動

- (1) 社協だよりの発行 年6回（奇数月）
- (2) 社協ホームページ・facebook の充実（随時更新）
- (3) 各種調査活動の実施
- (4) 福祉週間等の啓発活動（児童福祉、老人福祉、障がい者福祉）
- (5) 市広報紙及びマスコミ・ハートFMなんじょうの活用（随時記事提供）
- (6) 県社協、他機関団体の調査等への協力
- (7) 地域福祉活動実践報告会
  - ・ボランティア活動推進校の保育園・小中学校のそれぞれの実践活動や市内で様々な地域福祉活動に取り組む団体等の実践活動の報告をとおして、市民の新たな地域福祉活動への参加促進につなげる。
- (8) **第3次いきいき南城しあわせプランの推進**
  - ・南城市地域福祉計画の将来像である「一人ひとりを大切に、ともに支え、ともに生きる共生のまち・南城市」の実現に向け、様々な事業を推進する。

## 3. 低所得者に関する事業並びに法外援護活動

- (1) 生活福祉資金貸付事業（生活困窮者自立相談支援事業との連携） **【県社協受託事業】**
  - ・低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図る。
- (2) 火災・天災及び緊急時の法外援護活動
  - ・市内に居住する緊急支援を必要とする者への法外援護金や災害により被害を受けた者への見舞金を支給し、物的又は精神的な痛手を緩和するための支援を図る。
- (3) 歳末たすけあい募金による困窮世帯への援助活動
  - ・地域の調査等であがった生活困窮世帯に新たな年を迎える時期に義援金の支給を行い、地域とのつながりを深める。

## 4. 老人福祉に関する事業

### (1) 地域ふれあいミニデイサービス事業

・高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、地域の公民館へ指導員や看護師を派遣して地域のボランティアの協力のもと各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消及び自立生活の支援を図る。

★関連事業：スポレク大会（各地域）、ボランティア研修会

### (2) 介護支援ボランティアポイント制度事業

・地域ふれあいミニデイサービス事業のボランティア活動、その他の社会的活動に参加することを支援及び奨励し、活動実績に応じたポイントを商品券等に転換して交付する。

### (3) 高齢者筋力向上トレーニング事業

・各福祉センター等から巡回バスを運行し、心身機能の維持回復が必要な高齢者に対して、閉じこもり防止や、転倒の予防、日常生活の自立支援を図る。

★関連事業：NGP65（シニア健康塾、元氣塾、男塾等の短期教室）

### (4) 介護予防教室事業

・高齢者に対し健康に対する知識を深め、自身の健康状態及び運動能力を知り、目標を持って健康づくりや介護予防に対する意識の高揚を図るための教養講座等を実施

## 5. 児童福祉に関する事業

### (1) 南城市ファミリーサポートセンター事業

・子育てのサポートをしたい方とサポートを受けたい方が、会員登録し、会員制相互援助活動により子育てをしているすべての家庭が、安心して子育てができるような環境整備を推進する。

★関連事業：会員登録、斡旋、サポーター養成講座、スキルアップ講座、頑張る親子サポート事業（一人親家庭等への利用料一部補助）

### (2) ファミサポ利用者負担軽減事業

・出産や病気治療あるいは、家族の介護などのためにファミサポを利用する場合、又は1ヶ月の利用料金が1万円を超えた場合に限り、その利用料の一部を補助し、子育ての負担軽減を図る。補助額限度有り

### (3) 子供の貧困緊急対策事業「子どもの居場所」の運営

・「学ぶ」「語る」「交わる」という貴重な機会や習慣を、家庭の事情で妨げられることなく、心身ともに健やかな成長が図れるよう安心して過ごせる環境を整備する。

★ほっとハウス「ひまわり」月・火・木・金、ほっとハウス「がじゅまる」月・水・金

### (4) 子育て支援

・児童館等や地域の身近な場所で、子育て中の保護者が集う機会の促進や、既存サークル等の活動支援を図る。

## 6. 障がい者福祉に関する事業

### (1) 声の広報配布事業 ★協力団体：音訳サークルアイアイなんじょう

・視覚に障がいのある住民に対し、広報紙や新聞記事などを音声に訳し情報提供することで、コミュニケーション支援及び社会参加の促進を図る。

### (2) 指定一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）

・障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関と連携し支援する。

地域移行支援：障がい者施設等に入所している障がい者や、精神科病院に入院している精神障がい者が、地域生活に移行する際の相談や支援等の援助を行う。

地域定着支援：単身で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保して、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談等の支援を行う。

### (3) 指定特定相談支援事業／指定障害児相談支援事業（障害者福祉サービス利用計画作成）

・障害者福祉サービスの利用申請にあたり、サービス等の利用計画についての相談などの支援を行うとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整などの支援を行う。

- (4) 地域活動支援センター I 型
  - ・障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する。
- (5) 相談支援事業
  - ・障がい児・者（身体、知的、精神）及び家族に対して、日常生活の困りごとや福祉サービス利用手続きなどを支援するため対面・電話相談を実施する。
- (6) 移動支援事業
  - ・屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行う。
- (7) 南城市障がい者ふれあい交流会
  - 障がい者が軽スポーツをとおして様々な団体との交流を通じて社会参加を図る。

## 7. 母子父子福祉に関する事業

- (1) 受験生チャレンジ事業
  - ・家庭の事情で、高校受験の模擬試験を受けることが厳しい子どもを対象に、市内の学習塾の協力を得て模擬試験の受験料の支援し、志望校等の進路先を決定の一助とする。

## 8. ボランティアセンター事業

- (1) ボランティアセンター事業の実施／ボランティアコーディネーターの配置
  - ・ボランティア情報の発信や福祉教育の支援、市民のニーズのコーディネートなどを行うために、ボランティアコーディネーターを配置し、市内のボランティア活動の推進を図る。  
★内容：ボランティア活動相談、登録・コーディネート、保険加入促進、ボランティア団体支援
- (2) ボランティア活動推進校の指定事業
  - ・保育園、幼稚園、小学校、中学校を「ボランティア活動推進校」として指定し、一貫した福祉教育で思いやりの心を育み「自分たちで考え行動する力が身につくように」様々な体験等、プログラムの活動費を支援及び相談援助を行う。
- (3) 旧盆お掃除ボランティア事業の実施
  - ・市内の一人暮らし高齢者や障がい者世帯で、屋敷の掃除や草刈りが困難な世帯に対し、地域団体、福祉施設、企業団体等からボランティアを募り、必要な世帯へマッチング支援を行う。
- (4) 相談援助実習等の受入
- (5) 市内小中学校等への福祉学習の協力／福祉用具貸出及び指導、講師紹介
- (6) 学童募金・街頭募金の取り組み／赤い羽根共同募金などの呼び掛け実施
- (7) 使用済み切手の収集／市内福祉施設及び行政各課窓口への協力依頼
- (8) ボランティア団体支援／音訳サークルなど
- (9) 見守り活動・傾聴ボランティア／要支援者等へのコーディネート
- (10) ハートフルポイント事業
  - ・地域ふれあいミニデイサービス事業のボランティア活動実績に応じたポイントを商品券等に転換して交付する。65歳未満の方で年間を通してボランティア活動ができる者
- (11) 災害前後の見守り等支援活動／事業や団体・個人周知・登録
- (12) 災害ボランティアセンター機能の充実
  - ・防災訓練等への参加
  - ・南城市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直し
  - ・南城市社協職員災害時対応マニュアル（ハンドブック）の見直し

## 9. 地域福祉ネットワークづくり事業

- (1) コミュニティーソーシャルワーク事業
  - ・各中学校圏域に、地域福祉コーディネーターを配置し、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援、多様なニーズに対応するため自立支援を基本とし必要

に応じて柔軟に活用できる支援費を充て、生活圏域の環境整備や地域のネットワーク化に関係者を巻き込んで取り組む。

- (2) 地域包括合同会議
- (3) 「ふくふく相談所」の開設／法律相談（年24回）内6回は日曜日開設
- (4) 地域自殺対策緊急強化事業／「こころとからだの健康相談」野の花
- (5) 生活支援体制整備事業
  - ・地域で取り組まれている活動やつながりを把握しながら、その重要性や可能性を地域住民（民生委員、事業所など含む）と共に認識し、つながりや活動の充実・活性化を図り、地域支え合いの機能を高める。
  - ★生活支援コーディネーターの配置、第2層協議体の開催
- (6) 地域支え合い支援事業
  - ・住み慣れた地域で、要援護者の支援体制を整備し、地域の相互扶助、見守りネットワークの体制の確立を図り、家族や本人の状況や希望により「みまもりタグ」を活用し、多くの市民の協力体制で進めていく。
  - ★地域ネットワーク構築会議、自治会・字での説明会、要援護者の申請及び支援員の登録
- (7) フックン・シーちゃん地域福祉活動助成事業
  - ・地域において住民の主体的な福祉活動や、各種活動を活性化するための取組に対し、助成金を交付し活動の支援を図る。
  - 助成対象：各自治会・字、各種団体、ボランティア団体等
- (8) 南城市社会福祉関係機関・団体連絡会
  - ・市内の業種の異なる福祉関係施設、団体が参画、相互に情報交換をし、連携を深め、協働しながらそれぞれの専門性を活かした地域支援活動を推進する。
- (9) THANKS（サンクス）運動の推進
  - ・「住民主体の支え合い活動・住民相互の取り組み」「地域における課題に対して関係機関が連携して対応する取り組み」「コミュニティーソーシャルワークを担う人材の配置」を推進し、地域住民や福祉関係者のみならず様々な分野の団体・機関等が参画することを柱にした県民運動。
- (10) 地域における公益的な取り組みの推進

## 10. 福祉サービス利用者援助事業

- (1) 日常生活自立支援事業 【県社協受託事業】
  - ・判断能力が不十分な高齢者や障がい者が福祉サービスを利用する際の利用援助や金銭管理、重要書類等の預かり、保管などの支援をとおして、日常生活の自立支援を図る。
- (2) 金銭管理サポート事業
  - ・日常生活自立支援事業での支援が困難な者で、緊急に金銭管理等を必要とする者に対して、他の社会資源の活用が可能となるまで暫定的に、日常的な金銭管理等の支援を行う。
- (3) 福祉サービスに関する苦情解決事業
  - ・本会が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決を図る。
  - ★苦情受付担当者、解決責任者の配置、第三者委員（4名）の配置
- (4) 福祉用具貸与事業
  - ・高齢者や障がい者が在宅での日常生活が安全・円滑に行えるように、生活環境の整備に支援する。
  - ★車イス、シャワーチェア、歩行器、杖等
- (5) 福祉車両等貸出事業（リフト付車両）

## 11. 福祉団体との連携・協力

- (1) 南城市民生委員児童委員連絡協議会（事務局担当）
  - ・地域福祉の最前線で活動する民生委員・児童委員と連携し、市内の地域福祉の増進を図るために事務局を担い、活動の支援を行う。
  - ★関連事業：定期総会、役員会、各民児協定例会、民協、社協合同研修会、各種研修会

- ・南部地区民児協会長連絡会（事務局）
- (2) 南城市老人クラブ連合会（事務局担当）
  - ・老人クラブは「健康」「友愛」「奉仕」の三大活動に取り組むことで、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら活動を続けている。その事務局を担い、活動の支援を行う。
  - ★関連事業：老人クラブ大会、理事会、各種スポーツ大会、友愛訪問活動、研修会等
- (3) 南城市身体障がい者福祉協会
- (4) 南城市母子寡婦福祉会
- (5) 南城市手をつなぐ育成会
- (6) 南城市精神療養者家族会「月桃の会」（事務局担当）
- (7) その他必要と認められる団体

## 1 2. 共同募金運動の実施

- (1) 沖縄県共同募金会南城市共同募金委員会の運営
- (2) 赤い羽根共同募金運動の実施
  - ・誰もができる助け合いの仕組みづくりへの参加を促進し、地域福祉活動の拡充につなげる。
  - ★運動期間：10月～12月（戸別、職域、事業所、個人、学童、街頭等）
  - ★奉仕者：自治会長・区長、民生委員、福祉施設関係者、教職員、児童生徒会等
- (3) 歳末たすけあい運動の実施
  - ・市内の困窮世帯が明るいお正月を迎えられるように、戸別募金を主とした活動を展開し、配分申請のあった困窮世帯を対象に12月下旬に義援金として配分する。
- (4) その他（災害募金運動の実施）

## 1 3. 介護保険制度関連事業の実施

- (1) 指定居宅介護支援事業（南城市社協ケアプランセンター）
  - ・在宅で安心して日常生活を営むことができるように、本人や家族からの相談を受け、適切な保健医療、福祉サービスが受けられるよう、介護サービス提供事業所と調整をする在宅介護の拠点となる事業所
  - ★ケアプラン（介護保険サービス利用計画）の作成、家族の相談対応など
- (2) 指定訪問介護事業／介護予防訪問介護相当サービス（南城市社協ヘルパーステーション）
  - ・訪問介護員を派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の支援を図る事業所
  - ★生活支援（掃除や洗濯、買い物や調理など）・身体介護（入浴や排せつのお世話）
- (3) 指定通所介護事業／介護予防通所介護相当サービス（南城市社協大里いきいきデイサービスセンター）
  - ・食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するためのリハビリやレク、「おいしく、楽しく、安全に食べる」ための、口腔清掃や口唇・舌の機能訓練などを日帰りで行う事業所
- (4) 介護保険事業財政調整基金の運用管理
- (5) リスクマネジメントの強化
- (6) 介護保険事業経営会議の実施
- (7) その他介護保険に関する連絡調整、広報活動

## 1 4. 障害者総合支援事業の実施

- (1) 指定訪問介護事業／障害者福祉サービス（南城市社協ヘルパーステーション）
  - 居宅介護：入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などの他、通院時の付添支援を行う。
  - 重度訪問介護：重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ食事を



どの手助けや、外出時の移動支援を行う。

行動援護：知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出時の移動支援を行う。

同行援護：視覚障がいで、ひとりでの移動が難しい人のために、外出の際の同行移動支援及び、外出先での代筆や代読支援を行う。

(2) その他事業に関する連絡調整、広報活動

## 15. 特定旅客自動車運送事業の実施

(1) 通院等乗降介助

・利用者の自宅等と医療機関等との間の送迎輸送を行う。

(2) 同行援護事業

(3) 移動支援事業

・屋外で移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出時の移動支援を行う。

## 16. 知念社会福祉センターの運営管理

(1) 市民の福祉向上を図るための施設の提供

(2) 市民の健康維持増進を図るための施設の提供

(3) 運営管理、借用者への対応、施設整備

## 17. 指定管理施設の受託運営

(1) 南城市地域活動支援センター／南城市大里字仲間1124番地1

・運営管理、施設整備／施設内での実施事業は「障がい者福祉に関する事業」に記載

## 18. その他

(1) その他社会福祉に関する必要な事業の実施